

先生各位

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。  
このたび、平成25年5月31日付、「保医発0531第1号」厚生労働省保険局医療課長発  
通知にて、下記の項目につき、検体検査実施料が平成25年6月1日より新規適用される  
ことになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### 記

#### ●新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

ア 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチル  
コリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。

イ 当該検査は、ELISA法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算  
定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班によ  
る「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

<注> 上記「抗トリコスポロン・アサヒ抗体」については、受託体制が整いしだい  
ご案内させていただきます。